

# 公益財団法人福井県スポーツ協会 倫理規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）の役員及び職員等の事業遂行上の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、定款の規定に基づく本会の目的や事業遂行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、委員会委員及び職員（以下「役職員等」という。）であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款第16条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは定款第25条に規定する会長、副会長、理事及び監事をいう。
- (3) 委員会委員とは定款第39条に規定する専門委員会及び特別委員会の委員等をいう。
- (4) 職員とは定款第40条に規定する事務局職員をいう。

## (基本的責務)

第3条 役職員等は、本会定款第3条に規定する目的を達成するために、本会の関係規程に基づき各種事業等を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2. 役職員等は、「公益財団法人福井県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解、実践すること。

## (遵守事項)

第4条 役職員等は、本会の各事業遂行にあたっては次に掲げる事項について遵守しなければならない。

- (1) 暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用（大麻、麻薬、覚醒剤等）等の違法行為を行ってはならない。
- (2) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 日常の行動について、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (4) 自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- (5) 経理処理に関しては、常に適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

- (6) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の關係を持つてはならない。
- (7) 各種大会への代表選手や表彰等の選考に当たっては、選考基準にのっとり、より公平かつ公正に行い、要望があった場合には選考過程等を公開しなければならない。
- (8) その他一般的な倫理に反し、著しく社会的信頼を損なう行為等をしてはいけない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会が別に定める。

(遵守事項に違反した場合の対処等)

第6条 この規程に違反していると疑われる行為がある場合は、専務理事は、直ちに調査を実施し、調査の結果、この規程に違反する行為があったと判断した場合は、倫理委員会の意見を聴取した上、以下の各号に定める方法により、必要な措置をとるものとする。

- (1) 評議員及び役員の解任については、定款第17条及び第30条に基づき取り扱うものとする。
- (2) 委員会委員の解任については、理事会の決議によるものとする。
- (3) 職員の処分は、本会就業規則に基づき取り扱うものとする。ただし、事務局長及び重要な職員については、理事会の決議によるものとする。

(加盟団体)

第7条 本会に加盟している団体は、この規程の目的及び内容を十分に理解し、それぞれの団体内における倫理の確保に努めなければならない。

2 本会加盟団体が組織の管理運営に適正を欠いたとき、若しくは本会の加盟団体として不適当と認められるときの処分については、本会加盟団体に関する規程に定める。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月10日から施行する。
- 2 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年5月29日から施行する。
- 5 この規程は、令和4年5月27日から施行する。